

第 22 号議案

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 30 年 2 月 22 日

提出者

東大和市長 尾崎 保夫

東大和市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

東大和市国民健康保険税条例（昭和35年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（東京都の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」を「前項第1号」に改め、同項ただし書中「52万円」を「54万円」に改め、同条第3項中「第1項」を「第1項第2号」に改め、同項ただし書中「17万円」を「19万円」に改め、同条第4項中「第1項」を「第1項第3号」に改め、「（国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。）」を削る。

第3条第1項中「100分の5.64」を「100分の6.00」に改める。

第5条中「26,500円」を「28,000円」に改める。

第7条中「100分の1.68」を「100分の1.78」に改める。

第8条中「7,900円」を「8,500円」に改める。

第9条中「100分の1.83」を「100分の1.90」に改める。

第10条中「10,800円」を「10,600円」に改める。

第14条第2項中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

第23条中「52万円」を「54万円」に、「17万円」を「19万円」に改め、同条第1号ア中「18,550円」を「19,600円」に改め、同号イ中「5,530円」を「5,950円」に改め、同号ウ中「7,560円」を「7,420円」に改め、同条第2号ア中「13,250円」を「14,000円」に改め、同号イ中「3,950円」を「4,250円」に改め、同号ウ中「5,400円」を「5,300円」に改め、同条第3号ア中「5,300円」を「5,600円」に改め、同号イ中「1,580円」を「1,700円」に改め、同号ウ中「2,160円」を「2,120円」に改める。

付則第15項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額の特例)」を付し、同項中「高い者を除く」の次に「。以下「被保険者均等割額特例対象被保険者」というを、「第3項の被保険者均等割額は」の次に「、当該被保険者均等割額について第23条の規定を適用する場合を除き」を加え、同項後段を削る。

付則に次の1項を加える。

- 16 当分の間、被保険者均等割額特例対象被保険者に係る第2条第2項及び第3項の被保険者均等割額について第23条の規定を適用する場合における当該被保険者均等割額に係る同条の規定の適用については、同条中「アに掲げる額」とあるのは「アに掲げる額及び第5条に規定する額からアに掲げる額を控除して得た額の合計額」と、「同条第3項本文」とあるのは「第2条第3項本文」と、「イに掲げる額」とあるのは「イに掲げる額及び第8条に規定する額からイに掲げる額を控除して得た額の合計額」と、「同条第4項本文」とあるのは「第2条第4項本文」とする。

附 則

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 改正後の東大和市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。